令和７年度障がい者によるデータクレンジング委託業務公募要領

**１．契約に付する事項**

（１）業務名

令和７年度障がい者によるデータクレンジング委託業務

（２）目的

本業務は、大分県のオープンデータとして公開予定のデータのクレンジングを行い、オープンデータの取組を推進する。その際、障がい者就労施設等からの優先調達を行い、障がい者の社会参画を推進する。

（３）業務内容

令和７年度障がい者によるデータクレンジング委託業務仕様書のとおり。

（４）契約期間

契約締結の日から令和８年３月１９日まで

**２．応募要件**

応募が可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

（１）大分県が定める「令和７年度大分県障がい者優先調達推進方針」に規定された県内に事業所（または活動拠点）を有する障がい者就労施設等であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）本事業の業務を遂行する主たる事業所を大分県内に有すること。

（４）本事業を受託できる財政的健全性を有していること。

（５）委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。

（６）県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）

（７）宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。

（８）特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。

（９）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③　暴力団員が役員となっている事業者

④　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

1. 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約

　　　　等を締結している者

⑥　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難され

る関係を有している者

⑧　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

**３．応募方法等**

（１）募集期間

令和７年８月２６日から９月９日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する国民の祝日を除く）の午前８時３０分から午後５時まで

（２）応募方法

以下①～③の書類について、９月９日（火曜日）午後５時までにＥメールにより提出すること。

（提出書類）

1. 契約申込書（様式１）　Wordファイル又はPDFファイル
2. 見積書（様式任意）PDFファイル

　※見積書には、契約者住所（所在）氏名、担当者氏名、担当者連絡先を記載すること。

1. 誓約書（様式２）　Wordファイル又はPDFファイル

（提出先）

大分県総務部デジタル政策課

E-mail：[a11840@pref.oita.lg.jp](mailto:a11840@pref.oita.lg.jp)

※メール件名に「令和７年度障がい者によるデータクレンジング委託業務」と記載してください

（３）その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式３）」を提出すること。

**４．質疑**

応募するにあたり疑義が生じた場合は、以下のＥメールあてに、令和７年９月４日（木曜日）午後１時までに照会すること。

質問に対する回答は、受付後２日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する国民の祝日を除く）を目途に、県庁ホームページに掲載する。

〇提出先

大分県総務部デジタル政策課

E-mail：[a11840@pref.oita.lg.jp](mailto:a11840@pref.oita.lg.jp)

〇回答掲載WEBページURL

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11840/r7datacleansing.html>

**５．契約者の決定方法**

　見積書を提出した者のうち、予定価格以内であり、かつ最も安価な金額を提示した者を契約者として決定する。

**６．その他**

（１）見積の作成においては、別に公開する”データクレンジング作業見本.zip”に含まれる電子ファイルを参考にすること。

（２）契約者に決定した者と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。

（３）事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。

（４）見積書の作成等、応募に要する経費は負担しない。

（５）提出書類は返却しない。なお、提出書類は契約者の決定以外には使用しない。

（６）虚偽の記載をした契約申込書等は無効とする。また、応募要件を満たさない者又は契約者決定までの間に応募要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

（７）応募要件を満たしていない場合、予定価格以内であり、かつ最も安価な金額を提示した者であっても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次に安価な金額を提示した者と契約を締結する。

（８）公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

**７．契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地**

大分県総務部デジタル政策課（担当：山村）

〒870-8501 大分県大分市大手町３丁目１番１号　県庁本館２階

E-mail：[a11840@pref.oita.lg.jp](mailto:a11840@pref.oita.lg.jp)